

西川口まちづくりニュース 平成24年度—第3号

“西川口駅周辺地区まちづくり協議会”を設立！

西川口駅周辺地区では、平成22年度・23年度に地元町会、商店会、まちづくり関連団体、県・市議会議員、川口市などが参加して、「西川口まちづくり懇談会」を設置し、地域の皆様のご意見もお聞きしながら「西川口駅周辺地区まちづくり基本構想」を策定し、将来像として「“アートな生活”を楽しむまち 西川口」の設定や、今後のまちづくりの推進について方向づけを行いました。

今年度は、このまちづくり基本構想を実践するために、地元主体のまちづくり推進組織の設置に向けて、地元町会、商店会、まちづくり関連団体の代表の皆様と行政とで協議会設立準備会を設け、5回の検討会や先進地視察などに取り組んでまいりました。

その検討に基づき、平成25年2月19日に「西川口駅周辺地区まちづくり協議会設立総会」を開催し、『西川口駅周辺地区まちづくり協議会』が設立されました。

『西川口駅周辺地区まちづくり協議会』は、西川口駅の西口・東口周辺を含めた地元関係者などの横断的なまちづくり組織として、各種まちづくり事業の協議・検討とともに、実践的まちづくり活動を担っていきます。

地域の皆様の『西川口駅周辺地区まちづくり協議会』へのご理解と、まちづくり活動・事業へのご協力とご参加をお願い申し上げます。



発行：西川口駅周辺地区まちづくり協議会 / 発行日：平成25年3月

西川口駅周辺地区まちづくり協議会事務局連絡先（合格通り商店会・事務局）
〒332-0034 川口市並木2-19-2-4F TEL048-256-3303

■「西川口駅周辺地区まちづくり協議会」の役員（平成25年2月19日設立総会で選任）

役員（定数）	氏名	所属
会長（1名）	小野田 健治	西川口経営者フォーラム
副会長（2名）	荻島 正拓 【西口】	仁志1町会
	鈴木 勝彦 【東口】	並木2丁目町会
事務局長（1名）	仲川 聡 ※合格通り商店会事務局長がサポート	合格通り商店会
会計（1名）	新関 博	並木観音通り商店会
監事（2名）	渡邊 謙 【西口】	仁志二町会
	加藤 郁夫 【東口】	西川口東口連合商店会

◇◇◇ 西川口駅周辺地区まちづくり協議会 小野田会長あいさつ ◇◇◇

西川口駅周辺地区まちづくり協議会の設立にあたり、ご挨拶申し上げます。

本協議会の設立に至るまでには、町会、商店会、各種まちづくり団体などのオール西川口の方々の参加により、3年間毎月一回の頻度で三十数回の検討や通算四力所の視察研修などを重ねてきたとともに、委員の皆さんの90%以上の出席率を誇っています。

オール西川口の皆さんの集結は、今後のまちづくりにとって、大変、ありがたく、心強い限りです。

今後、本協議会は、机上の空理空想ではなく、西川口ならではの事案を実行・実践・実現するために活動してまいります。

西川口駅は、昭和29年9月1日に開設され、来年には60周年を迎えます。人間で言えば還暦ですから、還暦を迎える駅とともに歩んできた西川口のまちも成熟したまちとして、新たな魅力・活力づくりが求められます。

本協議会は、この西川口駅開設60周年についても、地域生活者にとっての身近で大いなるテーマとして、具体的な取り組みについて一つずつ実行・実践・実現してまいりたいと思います。

そのような取り組みが、西川口のまちづくりの推進にとって、大きなきっかけ・呼び水となるよう、オール西川口の皆さんと一体となった協議会活動を実施してまいります。

西川口は、大きな「伸びしろ」があるまちであると確信しております。西川口の活性化・まちづくりに対する熱き思いを協議会メンバーと共有し、まちづくり活動・事業に取り組みます。

地域の皆さま方の引き続きのより一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

西川口駅周辺地区まちづくり協議会 規約

<p>(名称) 第1条 本協議会は、「西川口駅周辺地区まちづくり協議会」と称する。</p>
<p>(目的) 第2条 本協議会は、平成23年度川口市・西川口まちづくり懇談会が策定した西川口駅周辺地区まちづくり基本構想（以下「まちづくり基本構想」という。）におけるまちづくりビジョン『“アートな生活”を楽しむまち西川口』の具体化を目指して、地区の魅力づくり・活力づくりのための各種事業の推進・実践を図ることを目的とする。</p>
<p>(活動内容) 第3条 本協議会の目的を達成するために、次の活動を行う。 (1) まちづくり基本構想に基づく取り組み事業の具体化と実践。 (2) まちづくり活動・事業に係る地元団体間・民間と行政などの調整・協議。 (3) 特に、東口と西口におけるそれぞれの取り組み事業・内容の連携・協働に基づく相乗効果の発現を図るための調整。 (4) 各種まちづくり活動・事業への参画者の拡充のための情報提供、交流機会の創出のための取り組み。 (5) 持続的取り組みの誘発に向けて、各種まちづくり活動・事業の実施にあたっての支援施策の活用のための諸手続き。</p>
<p>(構成メンバー) 第4条 本協議会は、次に（別表）に示すメンバーにより構成する。 (1) 地元まちづくり推進メンバー：町会、商店会、まちづくり団体 (2) 事業参画メンバー：毎年度の事業実施関係団体の参画 (3) まちづくり支援メンバー：事業の推進にあたって、必要に応じて参加・出席を要請する。 (4) その他、本協議会において、必要と認められた者。</p>
<p>(役員) 第5条 本協議会は、地元まちづくり推進メンバーの互選により、下記の役員を定める。役員の任期は1年とし、再任は妨げない。 (1) 会長（1名） (2) 副会長（2名） (3) 事務局長（1名） (4) 会計（1名） (5) 監事（2名）</p>
<p>(役員の職務) 第6条 会長は、本協議会を代表し、その会務を総理する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又会長が欠けたときはその職務を代行する。 3 事務局長は、会議並びに本協議会の活動に関する事項を記録し、通信、連絡、庶務に関する事項及び、各部門の調整にあたり会務の円滑を図る。 4 会計は、会の経理をつかさどる。 5 監事は、会計を監査しその結果を年度毎に報告する。</p>
<p>(運営・会議) 第7条 本協議会は、会長が招集し、会議の議長は会長がこれにあたる。 2 会議は会員の過半数の出席をもって成立するものとする。 3 議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。 4 会議にはオブザーバー及び会員以外の団体を招聘し、意見を聞くことができる。</p>
<p>(組織) 第8条 本協議会は、地元まちづくり推進メンバーの過半の了承のもと、事業実施及び検討事業に応じて、プロジェクト実行委員会、検討部会などの下部組織を設置できる。</p>
<p>(事務局) 第9条 本協議会の事務局は、会長が指定する場所に置く。</p>

<p>(規約の改正) 第10条 本規約は、本協議会の議決によらなければ、改正することはできない。 (その他) 第11条 本規約に定めるもののほか、必要事項は協議会においてこれを定める。</p> <p>附則 この会則は平成25年2月19日から施行する。</p>

別表 西川口駅周辺地区まちづくり協議会 構成メンバー

区 分	対象団体	
<p>■地元まちづくり推進メンバー</p> <p>※参加団体は固定 ※各団体から代表者が参加(各団体の会長等の宛職ではなく、代表者を選定) ※協議会の会長・副会長等の役員選出</p>	東口地元町会	
	並木2丁目町会	
	並木3丁目町会	
	並木4丁目町会	
	青木町五丁目町会	
	西青木端戸町会	
	西川口駅東口周辺商店会	西川口東口連合商店会
		合格通り商店会
		並木観音通り商店会
		西川口並木商店会
		西川口東口中通り商店会
		川口青五商店会
		並一商栄会
	西口地元町会	北町町会
		仁志1町会
		仁志二町会
		仲3町会
	西川口駅西口周辺商店会	川口西地区連合商店会
		西川口駅前大通り会
		西川口南通り会
西川口一番街		
仁志銀座通り会		
西川口西口駅前中央通り会		
西一商店会		
西川口共栄会		
まちづくり関係団体	川口商工会議所 並木ブロック	
	川口商工会議所 西川口ブロック	
	西川口経営者フォーラム	
■事業参画メンバー	※毎年度の実施事業への参加団体から代表者が参加	
<p>■まちづくり支援メンバー</p> <p>※協議会の要請に応じて参画・支援</p>	埼玉県議会議員	
	川口市議会議員	
	埼玉県	
	川口商工会議所	
	川口市	